

○上天草市病院企業職員の懲戒処分に関する基準

制定 平成26年8月1日病院事業管理者決裁

上天草市病院企業職員の懲戒処分に関する基準

上天草市病院企業職員の懲戒処分の基準については、上天草市職員の懲戒処分の基準（平成26年上天草市訓令第7号。以下「処分基準」という。）を準用する。この場合において、処分基準中「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「上天草市職員倫理規則（平成26年上天草市規則第11号）」とあるのは「上天草市病院企業職員倫理規程（平成26年病院事業管理規程第13号）」と、「総合行政システム」とあるのは「総合行政システム及び電子カルテシステム（オーダリングシステムを含む。）」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成26年8月1日から施行する。